

教育庁所管 県有建築物保全計画

第2期 令和7年度～令和16年度

令和7年3月

大分県教育庁

目 次

1	はじめに	
(1)	本計画の背景と目的	1
(2)	本計画の位置付け	2
(3)	本計画策定以降の取組	3
(4)	本計画の期間	3
(5)	本計画の対象施設	4
(6)	本計画の見直し	4
2	現状と課題	
(1)	施設の現状	5
(2)	将来の経費見込み	6
(3)	施設の課題	8
3	今後の具体的な取組	
(1)	長寿命化の実施方針	9
(2)	点検・調査等の実施方針	10
(3)	維持管理・更新等の実施方針	11
(4)	安全確保の実施方針	16
(5)	耐震化の実施方針	17
(6)	統合や廃止の推進方針	17
(7)	バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進方針	18
(8)	脱炭素化の推進方針	18
(9)	D Xの推進方針	18
(10)	地域材利用の推進方針	18
(11)	民間活力導入の推進方針	19
(12)	国・市町村との連携の推進方針	19
(13)	総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針	19
4	施設分類別の情報	21

1 はじめに

(1) 本計画の背景と目的

教育庁では、学校施設、社会教育施設、文化・体育施設、教職員住宅など多数の建築物を保有している。これら教育庁が所管する県有建築物の多くは多様化・増大する県民ニーズへの対応や第2次ベビーブーム世代の増加に伴い増加した児童生徒の受け入れのために集中的に整備されており、今後、一斉に更新時期を迎えることから長期的な視点で計画的な保全を行い、施設の安心・安全を確保する必要がある。

また、改修や更新のための費用も多額にのぼることが見込まれ、本県の財政運営に大きな影響を及ぼすことも懸念されている。加えて、今後も進行する人口減少や少子高齢化による人口構造の変化に伴い、施設等の利用需要が変化していくことが予想され、こうした状況にも的確に対応することが必要である。

これらのことから、県が保有する公共施設等の長寿命化と財政負担の軽減、平準化を図るため「大分県公共施設等総合管理指針」（以下、「総合管理指針」という。）が平成27年7月に策定されたところである。

これに伴い、総合管理指針の確実な推進を図るため、教育庁が所管する県有建築物の取組方針や具体的な実施内容、時期等を示した「教育庁所管県有建築物保全計画」（以下、「本計画」という。）を平成28年3月に策定し、本計画に基づく取組を進めてきたが、計画期間（H28～R6年度）終了に伴い、今後10年間（R7～16年度）を期間とした第2期計画を策定するものである。

<策定・改定履歴>

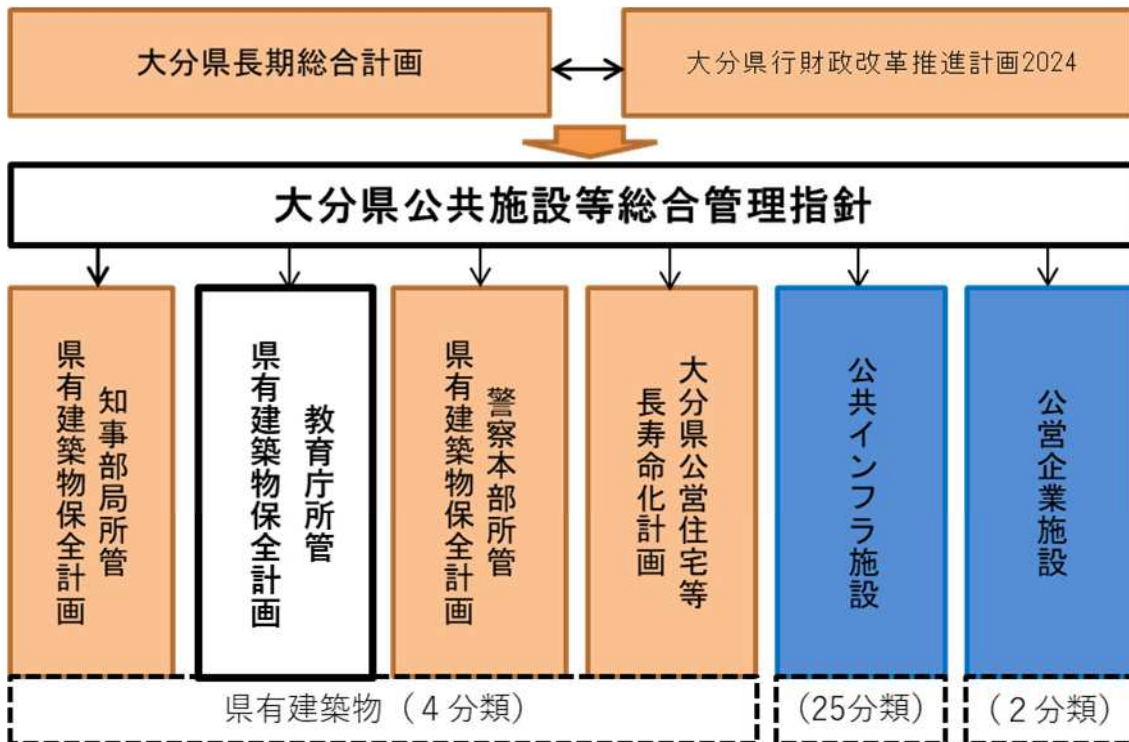
平成28年3月	策定
平成30年3月	改定
令和4年3月	改定
令和5年3月	改定
令和7年3月	策定

(2) 本計画の位置付け

本計画は、平成 27 年度を始期とする総合管理指針の確実な推進を図ることを目的に策定する教育庁所管県有建築物の個別施設計画である。【図 1】

また、本計画は、「大分県長期総合計画」や本県行財政改革の指針である「大分県行財政改革推進計画 2024」との整合を図るものとする。

【図 1】 本計画の位置づけ



(3) 本計画策定以降の取組

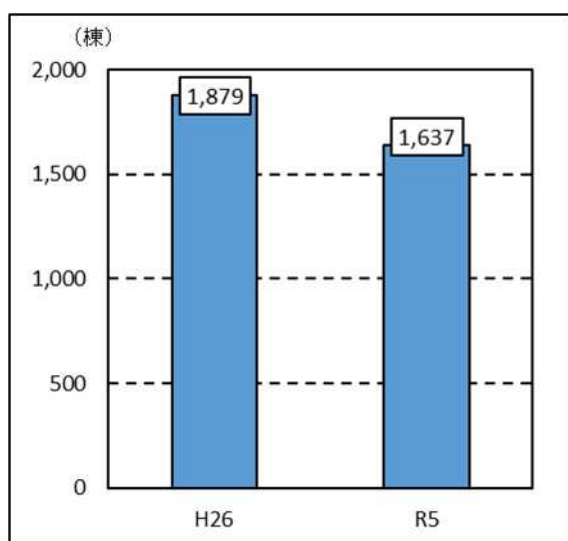
平成 28 年 3 月の本計画策定以降、人口減少などの社会情勢の変化等を勘案した施設総量の縮小や予防保全型維持管理による長寿命化など、本計画に基づく取組を進めてきた。

① 施設の棟数及び延床面積の推移

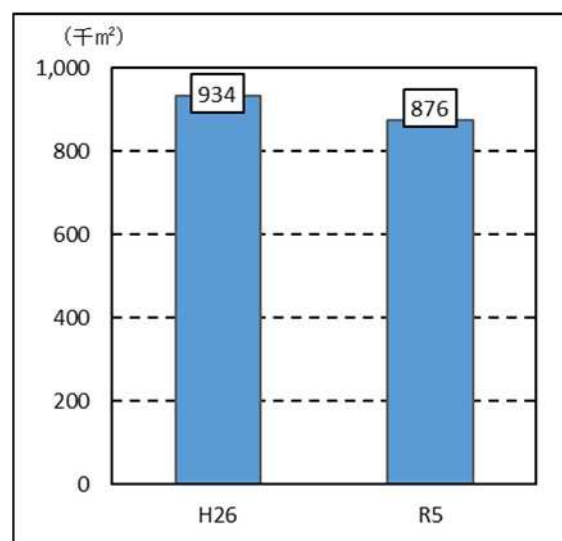
教育庁所管の県有建築物の棟数は、本計画策定前の平成 26 年度末には 1,879 棟保有していたが、施設の利用状況等を総合的に勘案し、必要性が低下している施設については用途廃止を行い、市町村や民間への売却を進めた結果、令和 5 年度末では 1,637 棟となり、平成 26 年度末と比較すると 242 棟（率にして約 12.9%）減少した。【図 2】

また、延床面積についても、平成 26 年度末の約 934 千㎡から令和 5 年度には約 876 千㎡となり、約 58 千㎡（率にして約 6.2%）減少した。【図 3】

【図 2】 施設の棟数の推移



【図 3】 施設の延床面積の推移



② 予防保全工事の実績

本計画策定以降の 10 年間における予防保全工事の実績は、学校施設においては、43 校、166 棟、約 154 千㎡、面積ベースの進捗率は約 60%となっている。

学校施設以外の施設において、予防保全工事の実績は、8 施設、15 棟、約 53 千㎡、面積ベースの進捗率は約 92%となっている。

県総合管理指針における有形固定資産減価償却率は、県全体 54.5%に対し、教育庁所管建築物は 49.1%となっており、若干、老朽化の程度は低くなっている。

なお、この指標は長寿命化の取組の成果を精緻に反映したものでないことから、教育庁では、工事実施面積を対象面積で除した進捗率により、長寿命化の取り組みを把握している。

(4) 本計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間とする。

(5) 本計画の対象施設

本計画の対象施設は、学校施設など教育庁が所管する県有建築物とする。【表1】

【表1】本計画の対象施設（令和5年度末時点）

区 分	主 な 施 設	施設数
① 学校施設	県立高田高等学校など	63
② 社会教育系施設	県立図書館など	6
③ 文化・体育施設	武道スポーツセンターなど	5
④ 教職員住宅	城南教職員住宅など	29
計		103

※詳細は「4 施設分類別の情報」参照

(6) 本計画の見直し

本計画における施設数、予防保全対象施設、実施時期等は、令和5年度末時点での数値等であるため、今後の社会環境の変化などに応じて、必要な見直しを行うものとする。

2 現状と課題

(1) 施設の現状

本計画は、教育庁が所管する学校施設、県立図書館などの社会教育系施設、武道スポーツセンターなどの文化・体育施設、教職員住宅を対象としている。その総床面積は、令和5年度末において、約87万5,800㎡となっている。【表2】

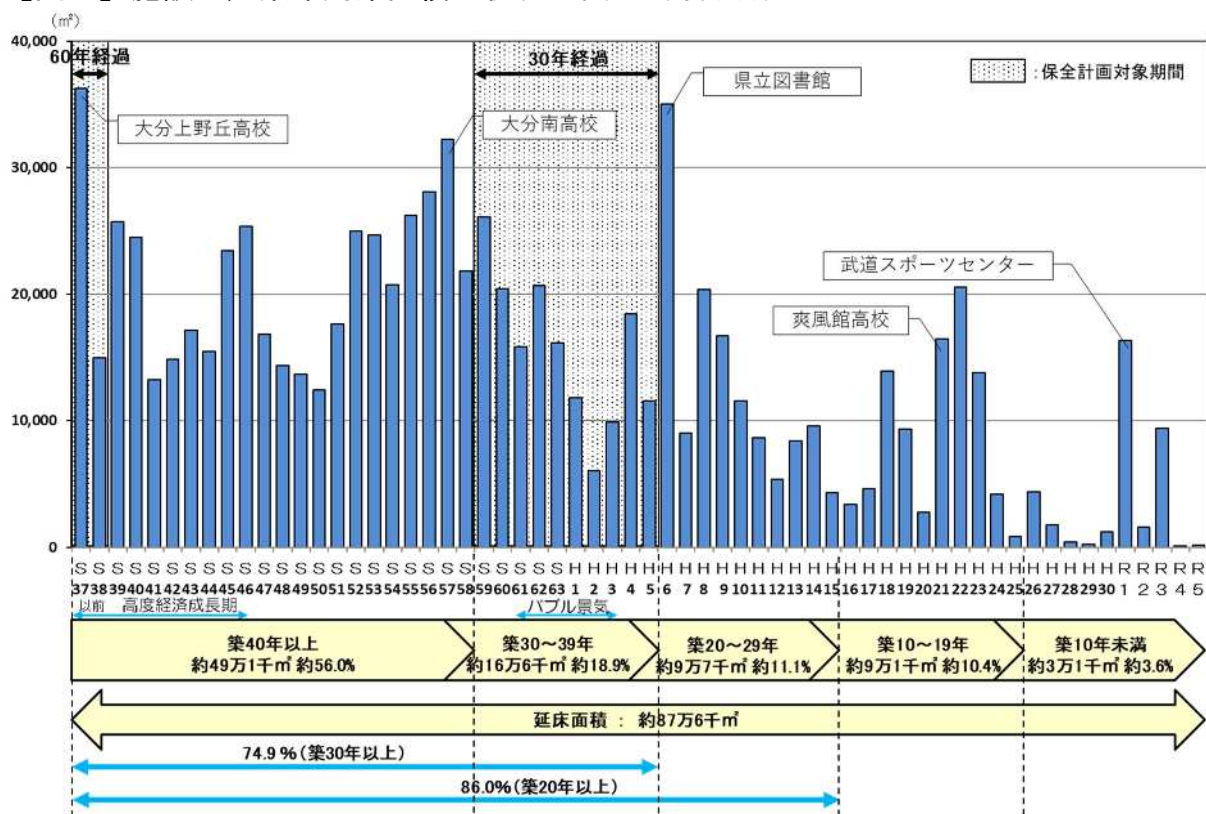
これらの施設は、主に昭和37年以降に建設してきたが、特に学校施設は、昭和37年から昭和60年までに建設された施設の床面積が大きい。これは、第2次ベビーブーム世代の増加に伴い児童生徒数が急増したことに対応したためである。

建築経過年別では、令和5年度末において、既に築30年以上経過した施設が延床面積比で全体の約75.0%、築20～29年が約11.1%、築10～19年が約10.4%となっている。また、2度目の予防保全工事の対象となる60年を経過した建築物も増加している。【図4】

【表2】施設の保有状況及び用途別延床面積（令和5年度末時点）

用途別施設分類	延床面積（千㎡）		棟数
① 学校施設	769.4	87.9%	1,473
② 社会教育系施設	54.7	6.2%	71
③ 文化・体育施設	31.9	3.6%	20
④ 教職員住宅	19.8	2.3%	73
合計	875.8	100.0%	1,637

【図4】施設の建築年別床面積の状況（令和5年度末現在）



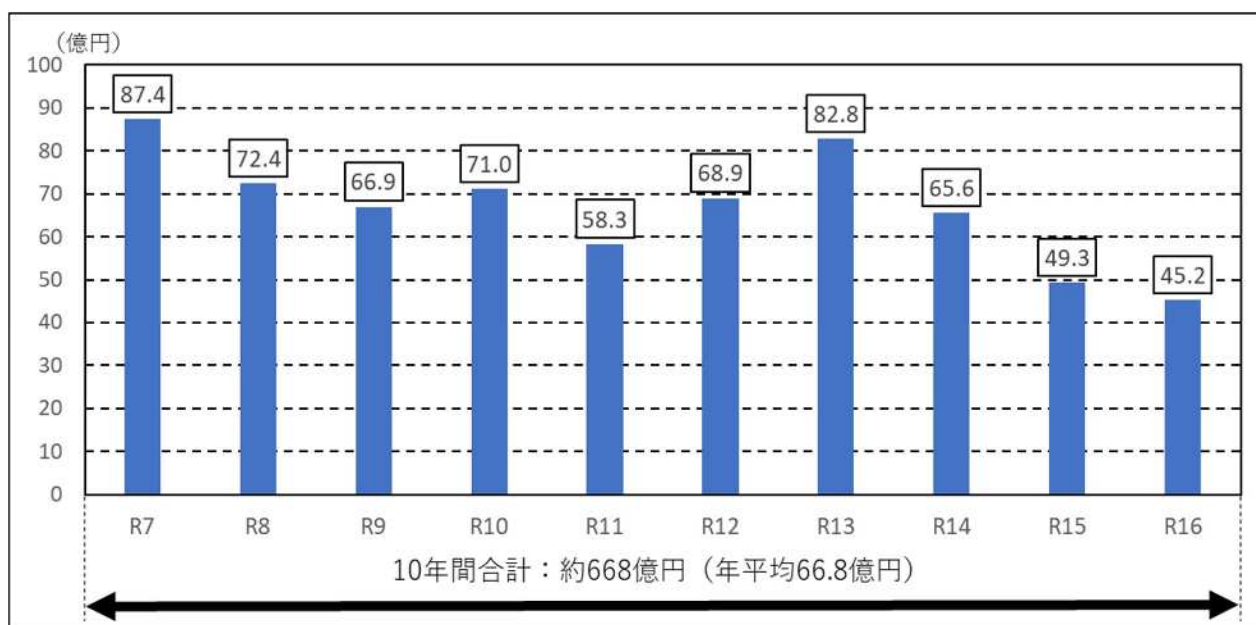
(2) 将来の経費見込み

教育庁が保有する施設について単純更新を行った場合と長寿命化対策を行った場合について、以下の条件のもと試算をする。

① 単純更新（事後保全型維持管理）

令和5年度末現在の施設を全て保有し続け、単純更新（大規模改修：30年目、更新時期：60年目）した場合の経費は、令和7年度から10年間の総額で約668億円（年平均約66.8億円）が必要と見込まれる。【図5】

【図5】 将来の経費見込み（単純更新：事後保全型維持管理）

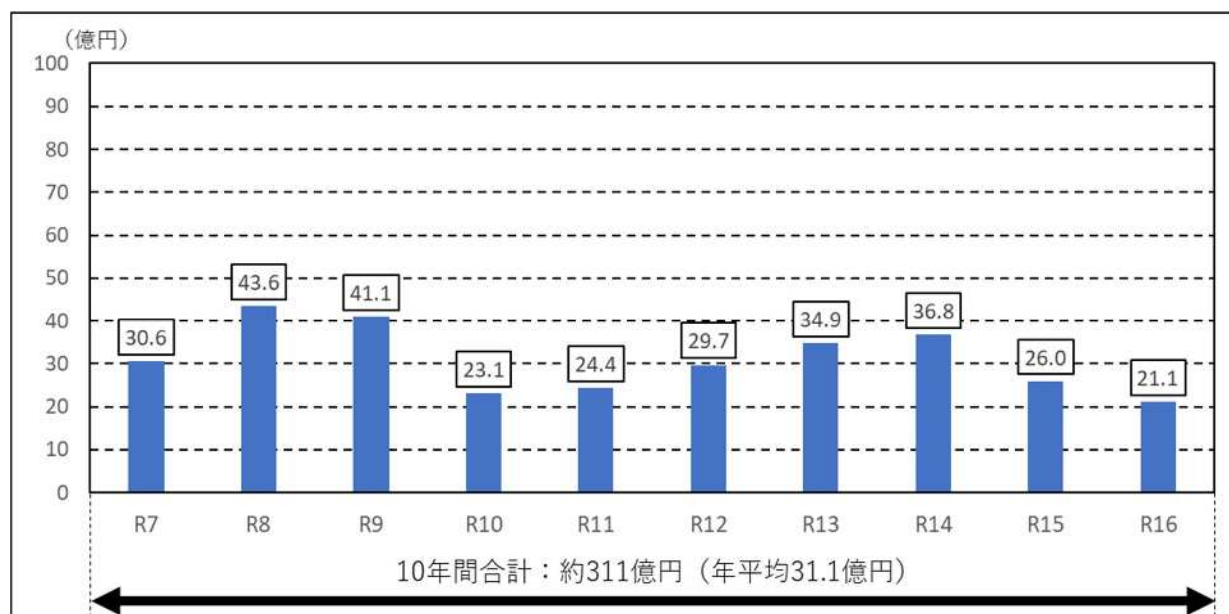


② 長寿命化対策（予防保全型維持管理）

「3（1）長寿命化の実施方針」に基づき、長寿命化する施設を重点化した上で、令和5年度末現在の施設を全て保有し続け、長寿命化対策（予防保全工事：〔学校施設〕30・60年目、〔学校施設以外の施設〕20・40・60年目、更新時期：80年目）を実施した場合の経費は、令和7年度から10年間の総額で約311億円（年平均31.1億円）が必要と見込まれる。【図6】

単純更新した場合と比較して、総額で約357億円、年間約35.7億円の経費が縮減できる見込みである。

【図6】 将来の経費見込み（長寿命化対策：予防保全型維持管理）



(3) 施設の課題

① 老朽化の懸念

令和15年度末には、築30年以上経過した施設が、延床面積比において全体の約86.1%を占めることが予測される。

これは、教育庁が所管する県有建築物の約87.9%を占める学校施設が、第2次ベビーブーム世代の増加に伴い児童生徒数が急激に増加したことに対応し、昭和37年から昭和60年までに建設されたためである。

教育庁が所管する県有建築物では、現状でも、築30年以上経過した施設の割合が約75%を占め、総合管理指針対象施設の中でも古い施設が多い分類となっている。【図4】

このまま予防保全工事を行わずに経年劣化が進むと、多くの施設で日常の不具合が生じ、緊急に修繕工事を行う必要が生じると考えられる。

修繕工事は、不具合箇所を局部的に修繕するものであり、老朽化に伴う不具合の根本的な解決にはならず、長寿命化には繋がらないため、無駄な支出が増加する懸念がある。

② 財源不足への対応と施設総量の縮小

当初計画策定以来、長寿命化対策として予防保全工事に取り組んできたが、築30年目となる建築物の増加に加え、60年を経過し、2度目の予防保全工事が必要な建築物も増加するなど、工事の対象建築物が急増している。

限られた財源の下、緊急性のあるものから順次、予防保全工事を行っているものの、体育施設の空調整備やエレベーターの設置、照明のLED化など、新たな財政需要が生じるとともに、人件費や建設資材の高騰による工事費の増加により、予防保全工事の計画的な実施が困難となりつつあることから、財源の確保とともに、施設総量の縮小にも取り組む必要がある。

3 今後の具体的な取組

県有建築物の計画的な管理については、総合管理指針において、①施設の長寿命化の推進、②施設総量の縮小、③多様な施策・主体との連携の3つの基本方針を定めており、教育庁においてもこれを推進するため以下の取組を行う。

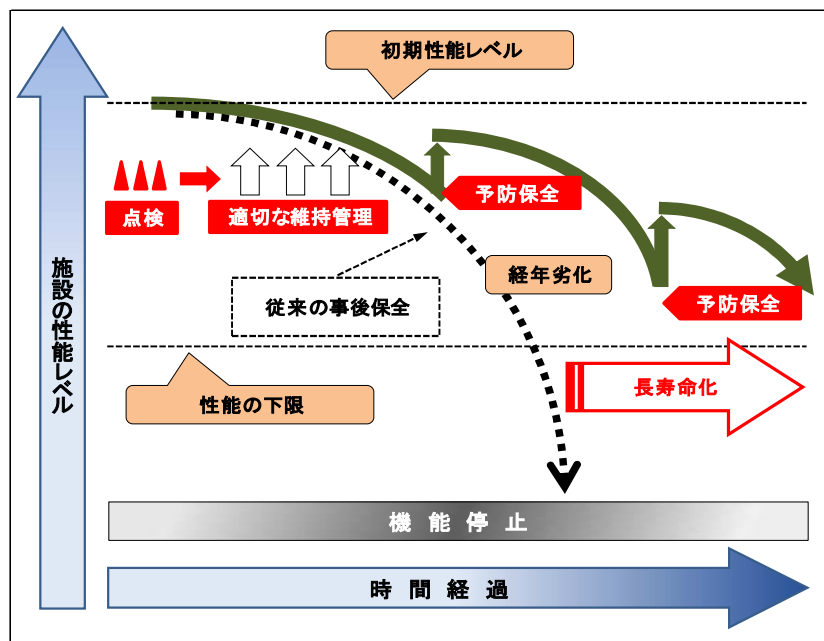
① 施設の長寿命化の推進
計画的な予防保全による長寿命化を推進し、財政負担の軽減、平準化を図る。
② 施設総量の縮小
児童生徒数の減少など社会情勢の変化や施設の利用状況などを踏まえ、用途廃止や集約化を行い、施設総量を縮小する。
③ 多様な施策・主体との連携
社会情勢の変化に適切に対応し、効率的な管理を行うため、PPP/PFI や ESCO など民間活力の導入や市町村など多様な主体との連携を進める。

(1) 長寿命化の実施方針

学校施設については、児童生徒が常時滞在するため、細やかな修繕など日常的な維持管理を行っている。さらに建築後の経過年数が概ね 30、60 年を迎える時期に予防保全工事を実施することにより、使用期間を 80 年程度に延伸しており、長寿命化を推進する。

学校施設以外の施設については、知事部局所管施設と同様に 20 年、40 年、60 年経過後に、予防保全工事を行うことで使用期間 80 年程度としており、今後も長寿命化を推進する。【図7】

【図7】 計画的な予防保全型維持管理による長寿命化のイメージ



(2) 点検・調査等の実施方針

① 目的

点検・調査等により、建築物や設備機器の正常な状態を確認するとともに、不具合箇所等を早期に把握し適切な措置を執ることが可能となり、早期劣化や老朽化の防止につなげる。また、建築物や設備機器を良好な状態で維持管理することで、長寿命化を図りつつ、児童生徒や公共施設利用者の安全確保や安定した県民サービスを確保する。

② 点検・調査方法

別に定める教育庁所管施設点検マニュアルに基づき実施する。

③ 施設管理者の役割

施設管理者は財産管理の責任者として、施設の建築年月日、構造、規模及び改修履歴等の情報を整理し、維持管理業務を通じ日常的に建築物の性能状態を把握する。

また、指定管理施設にあつては、劣化状況の把握等について、指定管理者からの報告聴取のみとせず、指定管理者と協力し自ら建築物の性能状況の把握に努める。

(3) 維持管理・更新等の実施方針

① 予防保全工事の実施判断

具体的には、対象施設を次の「施設の分類及び予防保全工事の実施基準」の分類に区分し、その分類ごとに設定した実施基準に基づき、必要な機能や性能を維持する機能回復などの工事を適宜実施する。【表3】

予防保全工事を実施する場合は、まず、事業決定フローにより事業を実施することの適否を判断する。【図8】

これにより予防保全工事の事業実施が適当と判断した場合は、予防保全工事実施フローにより事前に現地調査を行った上で、工事の範囲や内容を決定する。【図9-1, 2】

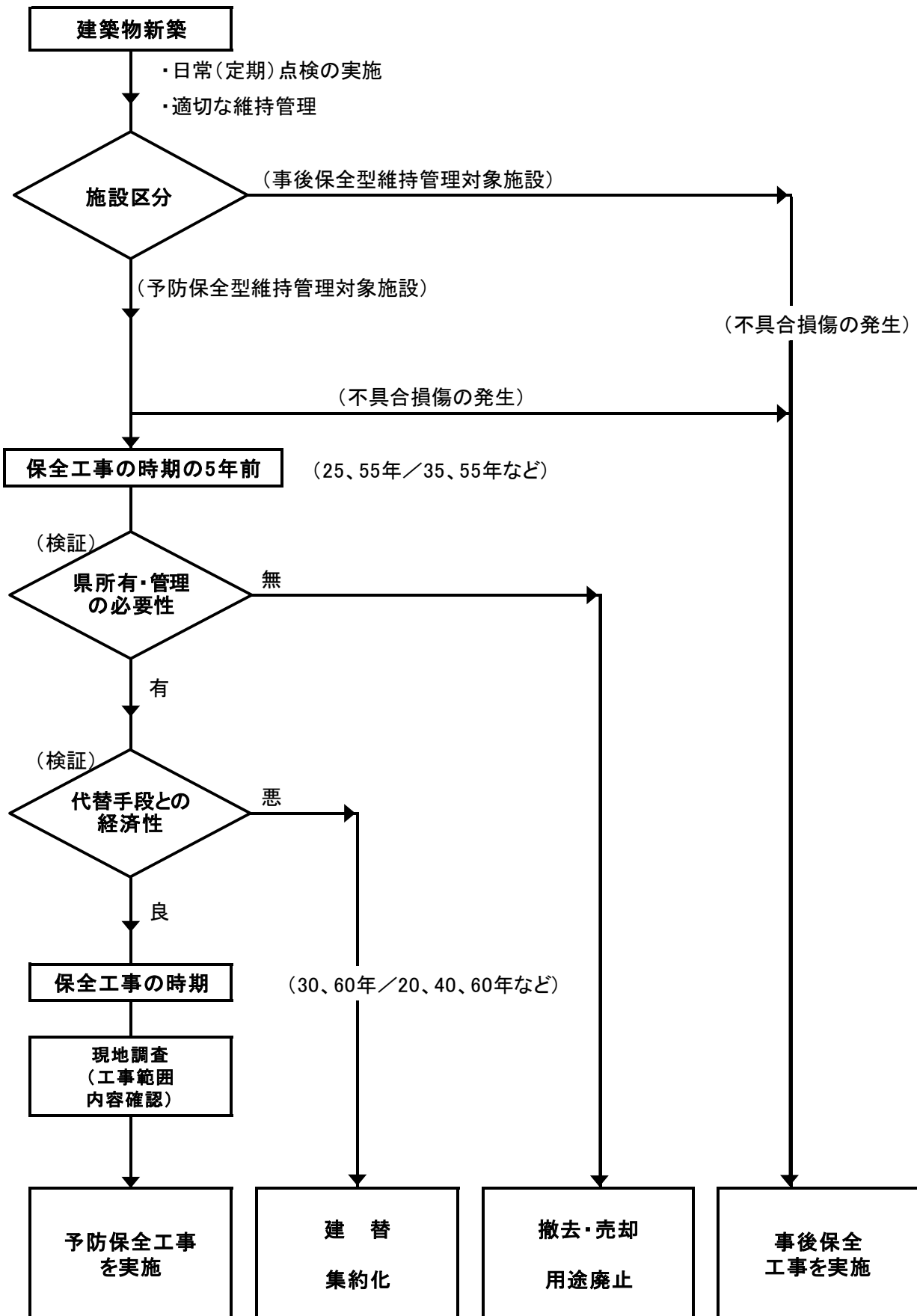
なお、事業決定フローにて事業実施が不適当と判断した場合は、撤去・売却等の検討を行う。

【表3】施設の分類及び予防保全工事の実施基準

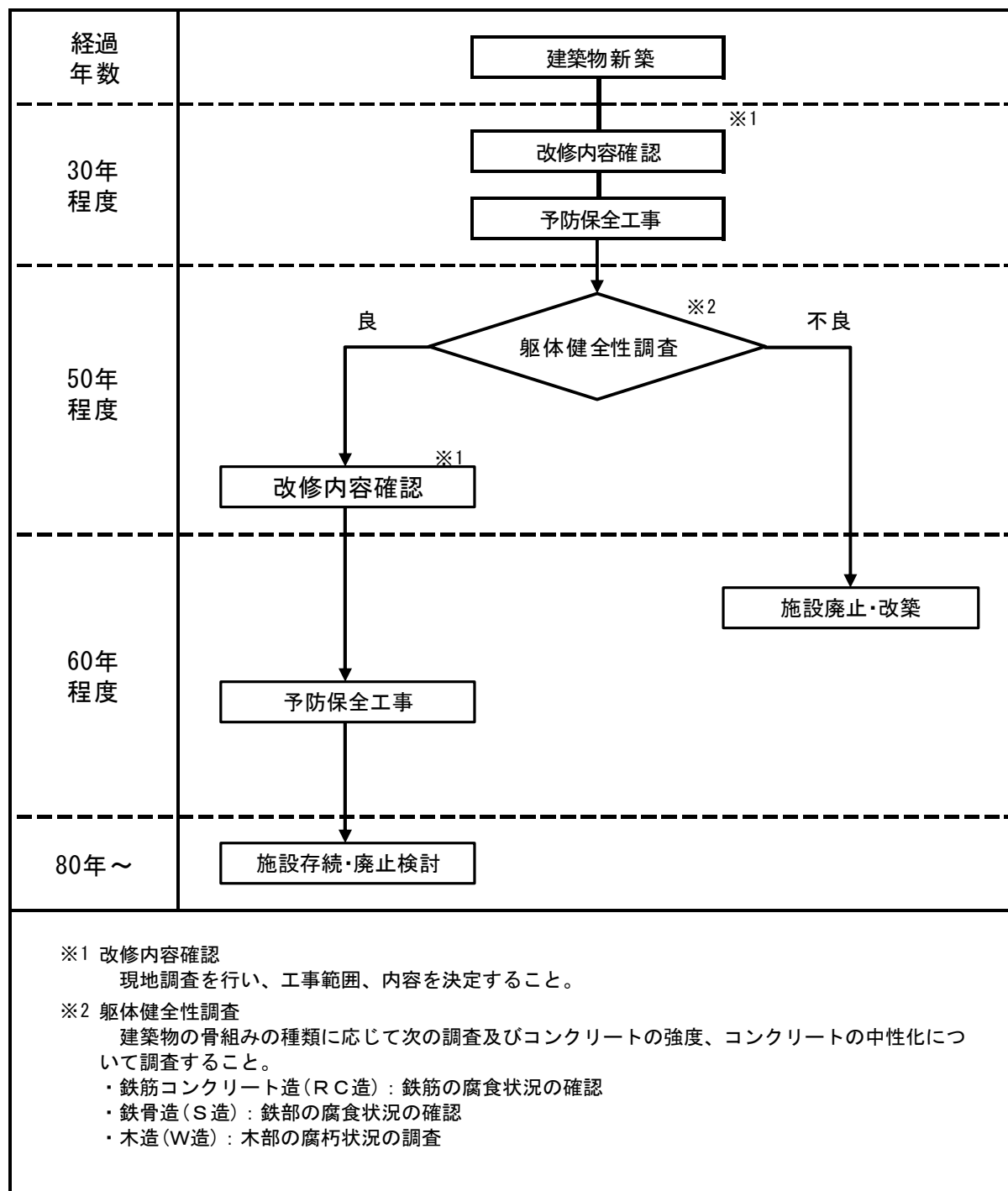
分類	予防保全型維持管理対象施設
選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設においては、主に校舎棟及び使用頻度の高い実習棟、体育館及び渡り廊下 ・学校施設以外の施設については、日常的に県民が利用する施設や使用頻度の高い施設
実施基準	<p>○学校施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築後の経過年数が概ね30、60年目を迎える時期それぞれに、予防保全（大規模改造）工事を実施する。【図9-1】 ・ただし、躯体の劣化状況によっては、60年目の予防保全（大規模改造）工事は実施しない。 <p>○学校施設以外の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築後の経過年数が概ね20、60年目を迎える時期に外部を中心とした予防保全（中規模改修）工事、40年目を迎える時期に内外部を対象とする予防保全（大規模改修）工事を実施する。【図9-2】 ・ただし、躯体の劣化状況によっては、40又は60年目の予防保全工事は実施しない。 <p>○共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体の手続きは、【図8】予防保全工事に関する事業決定フローのとおりとし、その実施にあたっては、事前に現地調査を行い、改修工事の必要性を確認する。 ・予防保全工事の実施時期には該当しないが、必要と判断される工事については、各施設の状況及び時期を勘案して実施する。

分類	事後保全型維持管理対象施設
選定基準	予防保全型維持管理対象施設以外の施設（未使用施設を除く）
実施基準	不具合や損傷などが発生した都度、その不具合等に対応した事後保全工事を実施する。

【図8】事業決定フロー

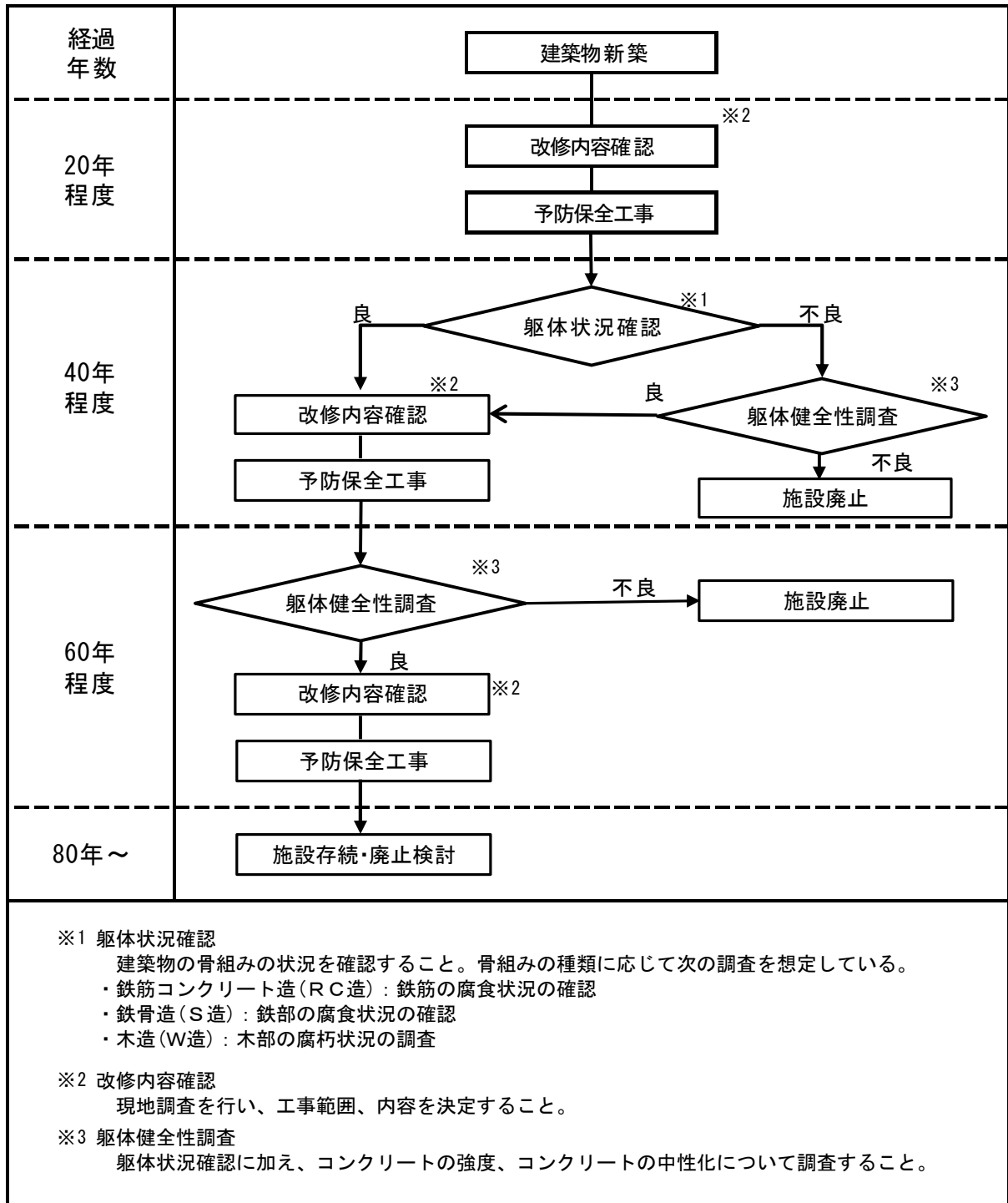


【図9-1】 予防保全工事実施フロー（学校施設）



※30年目、60年目は内外部改造工事の大規模改修工事とする。

【図9-2】 予防保全工事実施フロー（学校施設以外の施設）



※20年目、60年目は外部改修工事を中心とした中規模改修工事、40年目は内外部改修工事の大規模改修工事とする。

② 予防保全工事の主な内容

予防保全工事は、建築物の最低限必要な機能や性能を維持するうえで重要な部位を対象として、以下の工事を実施する。【表4】

- ・屋上防水、外壁改修工事
- ・劣化部分の改修工事
- ・耐用年数に応じた設備機器の更新工事

【表4】 予防保全工事の主な内容（例示）

区分	学校施設 築30、60（学校施設以外 築20、40、60）年目 予防保全工事	
	機能回復	機能向上（付加）
外部仕上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上防水の更新 ・ 外壁のクラック等改修 ・ 外壁の洗浄・再塗装等 ・ 外壁開口部の調整（シーリング等共） ・ 外部鉄部の再塗装 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上防水の断熱化 ・ 外部開口部の更新及び遮熱化
内部仕上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天井材の更新 ・ フローリングの更新 ・ 内壁塗装の更新 ・ 建具の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレの乾式化・洋式化
躯体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 躯体の部分改修 	
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送・通信設備等の更新 ・ 受変電設備の更新 ・ 非常用電源の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明のLED化
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調機器の更新 ・ ポンプ等機器の更新 ・ 給排水設備の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高効率空調機器への更新 ・ 多目的トイレの整備

※機能回復を基本とするが、必要に応じて機能向上を行う。

<学校施設の改修周期について>

学校施設の改修周期については、学校施設の特性或日常管理から、築30、60年で大規模改修工事を実施する計画としている。

○学校施設の特性

- ・ 児童生徒が常時滞在する。このため、より安全性が求められる。
- ・ 施設内の建築物が多く、規模の大きい建築物が多い。
- ・ 授業しながら、工事を行うことになる。

○学校施設での日常管理

- ・ 大規模な改修よりも、こまめな修繕を行っている。
- ・ 棟内で上履きを使用し、日常的に清掃等ができています。

③ 予防保全工事の優先順位付け

ア) 学校施設

学校施設については、他の分類の県有建築物よりも棟数が群を抜いて多いため、他の分類の県有建築物と同列で優先順位を決められないこと、及び、学校活動の継続中に予防保全工事を行うことから、予防保全工事の期間を築30年、60年とし、他の施設に比べ回数を減らし、それぞれ大規模改修工事を実施する。

実施する棟については、教育財務課で選定し、毎年度、財政課の予算査定を受けて優先順位を決定する。

学校施設の保全工事予算は、教育財務課にて一括して要求し、計画的・効率的な保全事業の推進を図る。

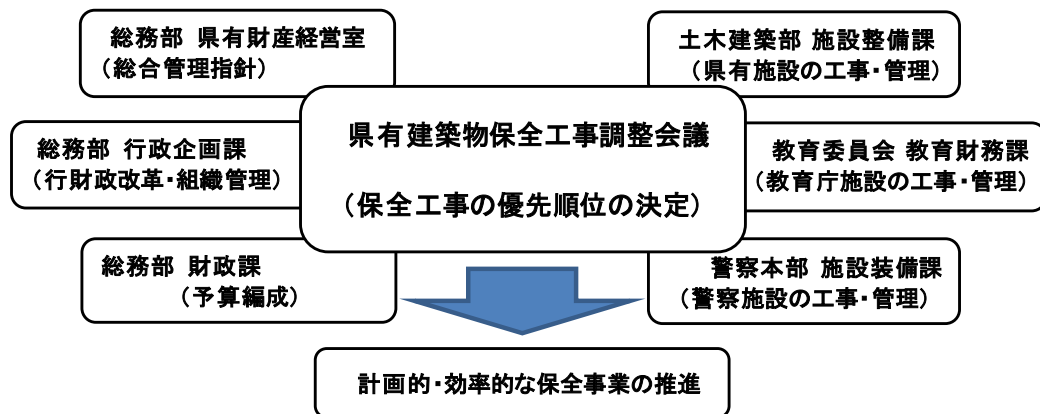
ただし、費用の抑制及び平準化を図ることは、他の県有建築物と同様とする。

イ) 学校施設以外の施設

学校施設以外の施設については、効率的な予防保全工事を実施するため、総務部審議監を会長とし関係課室（行政企画課、県有財産経営室、財政課、施設整備課、教育庁教育財務課、警察本部施設装備課）で構成する「県有建築物保全工事調整会議」において、改修内容の重要度や施設劣化状況等により予防保全工事の優先順位を決定し、費用の抑制及び平準化を図る。【図10】

県有建築物保全工事調整会議の結果を踏まえた予算は、県有財産経営室にて一括して要求し、計画的・効率的な保全事業の推進を図る。

【図10】 予防保全工事の優先順位付けのイメージ



(4) 安全確保の実施方針

点検・調査の結果、外壁のひび割れなどの緊急又は重大な不具合箇所等が発見された場合、施設管理者等は教育財務課に報告後、速やかに対策を講じる。

また、教育財務課は点検・調査の結果をデータベース化し、施設の老朽化対策に活用する。

(5) 耐震化の実施方針

耐震化について、施設に必要な耐震要求性能は満たしており、今後は災害時の避難所としての機能の観点も含め、必要に応じた対策を検討する。

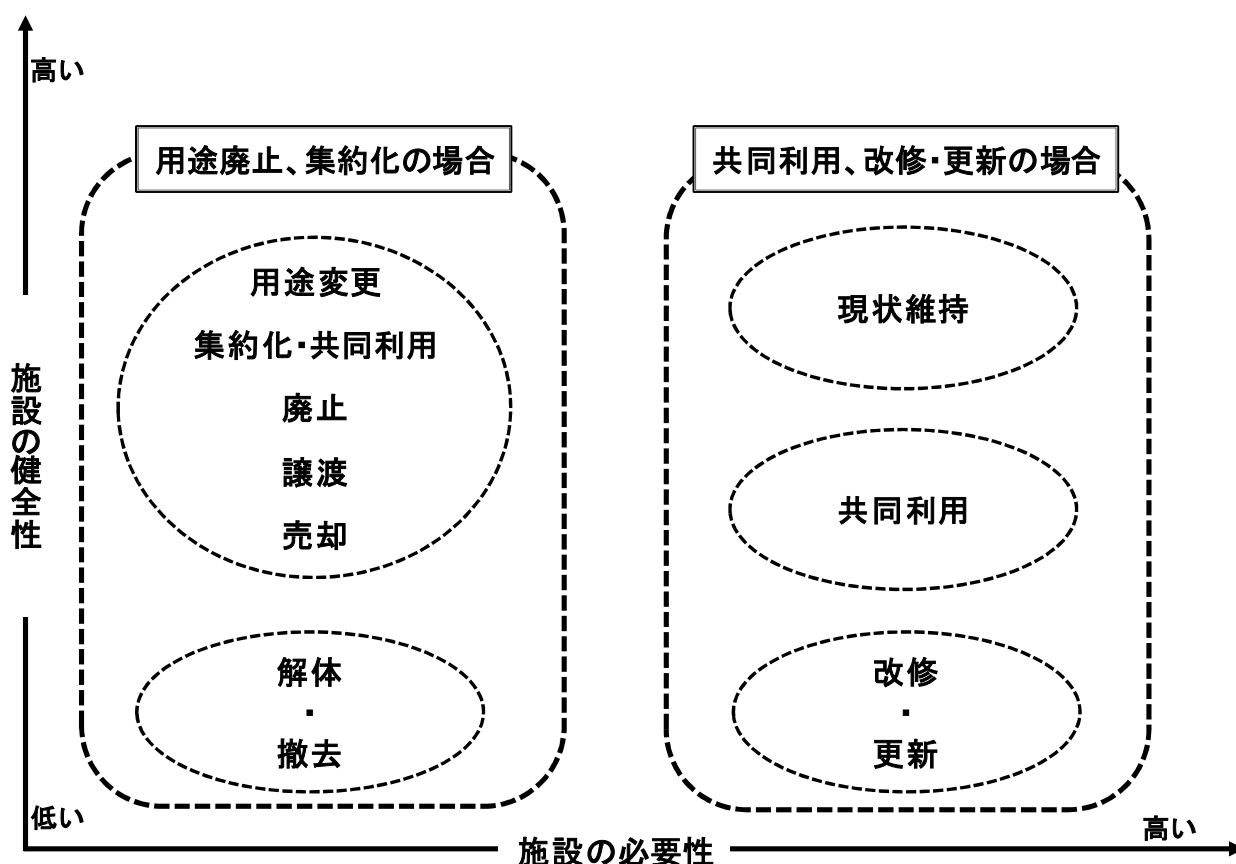
(6) 統合や廃止の推進方針

学校施設については、高校改革推進計画(H17.3.29策定)、高校改革推進計画後期再編整備計画(H20.8.27策定)に基づき、平成18年度からの10年間で必要な施設の整備を行ってきた。一方で、廃校・不要となった施設の集約や売却などに取り組んできた。引き続き、現在利用されていない施設の売却などを進めるとともに、今後、減少が見込まれる児童生徒数に適した規模、利用状況や施設の健全性を考慮のうえ、施設総量の縮小を図る。

学校施設以外の施設についても、社会情勢の変化や施設の利用状況、施設の健全性などを踏まえ、適切な時期（予防保全工事の実施時期を含む）に県有施設として保有する必要性を検証する。今後も必要性が薄れている施設の用途廃止や集約化、及び市町村や民間において有効活用が見込まれる施設の移管等を行い、施設総量の縮小を図る。

【図11】 【表5】

【図11】 施設総量縮小のイメージ



【表5】施設総量の縮小に関する判断の参考

項目	判断の参考など
用途廃止、集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数の減少により施設の利用状況が低下している場合 ・統合、廃止や組織改正等により施設の利用がなくなった場合 ・施設が事実上公共物として機能を失っており、将来ともその機能を回復する必要がない場合
用途変更	<ul style="list-style-type: none"> ・用途廃止や集約化した施設が他の行政目的として、利用可能な場合 ・施設の利用状況に鑑みて、合理的な用途に変更されると認められる場合
譲渡、売却	<ul style="list-style-type: none"> ・県の施設として利活用する予定がない場合
共同利用	<ul style="list-style-type: none"> ・国や市町村施設等と共同利用する方が、県民の利便性向上につながる場合 ・既存施設に余剰があり、国や市町村施設等と共同利用しても、業務の低下を招くことなく、必要な機能を確保できる場合
改修、更新	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な機能や面積などを精査し、過大な施設とならないよう留意 ・PPP／PFIなど民間活力の導入を検討

（7）バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進

「大分県福祉のまちづくり条例」（平成7年大分県条例第7号）や国の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい環境が整備されるよう、バリアフリーやユニバーサルデザイン化の推進を図る。

（8）脱炭素化の推進方針

「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、新築・改修時におけるZEB化等による省エネ性能向上など、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

（9）DXの推進方針

増加する老朽化施設の維持・補修を適切に行っていくため、ドローンなど新技術の活用により、安全で効率的な点検を実施する。

（10）地域材利用の推進方針

「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、木造化や内装等の木質化による地域材の利用を推進する。

(11) 民間活力導入の推進方針

新設・更新の際にはPPP/PFI手法の導入を検討するほか、施設の維持管理においては包括的民間委託やESCO事業等を検討するなど、民間活力の導入を推進する。

(12) 国・市町村との連携の推進方針

国や市町村の公共施設等に関する情報の把握に努め、各団体と連携し、保有する施設の有効活用を検討する。

(13) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

教育財務課が教育庁所管の県有建築物の保安全管理を総合的かつ計画的に推進し、施設の点検、施設管理者への助言及び施設情報の一元管理を行う。

① 推進体制

本計画は、教育財務課が施設所管課室、県有財産経営室や施設整備課等と連携して推進する。なお、本計画の推進に関する各課室の役割については、次表のとおりとする。

【表6】本計画の推進体制

担当課室	取組区分	主な役割・業務
教育財務課	①施設の長寿命化の推進	・定期点検、調査の実施方針策定、見直し ・予防保全工事の実施基準の設定、見直し ・定期点検、調査 ・予防保全工事の調査及び基本設計
	②施設総量の縮小	・施設の健全性等に関する技術的な助言
	③多様な施策・主体との連携	・点検、工事履歴情報の管理 ・施設情報の一元化
施設整備課	①施設の長寿命化の推進	・予防保全工事の基本設計及び実施設計 ・予防保全工事の執行
	②施設総量の縮小	・施設の健全性等に関する技術的な助言
	③多様な施策・主体との連携	・連携のための技術的な助言
施設所管課室	①施設の長寿命化の推進	・施設管理者への支援及び調整 ・基本情報の管理
	②施設総量の縮小	・県所有の必要性の検証、方針案の作成 ・情報収集、情報提供
	③多様な施策・主体との連携	・情報収集、情報提供
施設管理者	①施設の長寿命化の推進	・日常点検の実施 ・修繕の実施
県有財産経営室	①施設の長寿命化の推進	・情報提供
	②施設総量の縮小	・情報提供
	③多様な施策・主体との連携	・県有建築物保全工事調整会議の運営 ・情報提供

② 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、教育財務課が行い、毎年度、県有財産利活用等検討委員会において、施設総量や予防保全工事、点検等の実績を報告する。

また、併せて、本計画に基づく取組の成果などについて、情報提供を行う。

③ 施設管理者への支援

教育財務課は、予防保全型維持管理や点検等に係る相談体制を整備し、施設管理者等への情報提供や助言を行うものとする。

また、日常点検や維持管理も着実に実施できるように、県有財産経営室と連携し、研修会などを開催し、施設管理者等の保全管理に対する知識向上に努める。

④ 効率的な維持管理の実施

各施設を効率的に維持管理するため、契約方法の見直しや省エネの機材導入などにより、各施設の維持管理費の節減に努める。

契約方法の見直しとしては、電力調達の手法を、学校、県立図書館に加えて他の県有施設もグループ化して一般競争入札を実施することにより、電気料金の節減を図る。加えて、電力自由化や新電力の電力供給状況を踏まえ、引き続き、一般競争入札対象施設の拡大にも努める

省エネ機材の導入としては、学校等の照明設備の更新にあわせ、消費電力が少ないLED照明を導入し、電力消費量の抑制とライフサイクルコストの低減を図る。

4 施設分類別の情報

本計画の用途別施設分類（P4、表1参照）ごとに下記項目について取りまとめたものは、別表のとおり。

① 施設概要

各施設の所在地、主たる建築物の建築年度、棟数、延床面積、施設所管課等

② 個別方針

各施設の改修・更新等の方針等

③ 予防保全型維持管理対象施設

予防保全型維持管理を実施する施設の用途、建築年度、延床面積、計画期間内の予防保全工事の実施計画等

※予防保全工事の実施計画（R7～R16）は、計画策定時点での予定であるため、今後の社会情勢の変化などに応じて、見直すこととする。

参考：施設数総括表（令和5年度末時点）

区 分	主 な 施 設	総 数		うち予防保全	
		施設数	棟数	施設数	棟数
1 学校施設		63	1473	60	517
1-1 高等学校	高田高等学校など	44	1247	41	391
1-2 特別支援学校	盲学校など	18	219	18	121
1-3 中学校	豊府中学校	1	7	1	5
2 社会教育系施設	県立図書館など	6	71	6	18
3 文化・体育施設	武道スポーツセンターなど	5	20	4	7
4 教職員住宅	城南教職員住宅など	29	73	2	2
計		103	1637	72	544

用語解説

○大分県行財政改革推進計画

本県行財政改革の指針となる次世代の社会の姿を見据えた行政運営の仕組みづくりとなる計画のこと。

○大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共建築物だけでなく、民間建築物を含めた建築物における県産材をはじめとした地域材利用の促進を図る基本方針のこと。

○大分県公共施設等総合管理指針

公共施設等の状況を的確に把握した上で、施設保有の在り方や施設の機能発揮の方針のこと。

○大分県長期総合計画

県行財政運営の長期的、総合的な指針を示したものであり、県民と行政が目指すべき目的を共有し、その実現に向けてともに努力する内容を明らかにした計画のこと。

○大分県福祉のまちづくり条例

高齢者、障がい者を含むすべての県民が、自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めていくことを目的とした条例のこと。

○改修

公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。（例）耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

○学校施設

学校の建築物その他の工作物及び土地（学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。）をいう。本計画では、大分県教育庁が所管する高等学校、中学校、特別支援学校のこと。

○学校施設以外の施設

学校施設を除く、大分県教育庁が所管する社会教育系施設、文化・体育施設、教職員住宅のこと。

○教育庁所管施設点検マニュアル

学校保健安全法施行規則第29条及び県学校管理規則第29条の規定により、生徒等の安全の確保を図るため、学校の施設、設備の安全点検を実施するためのマニュアルのこと。

○躯体

建築物の骨組みなど、建築物全体を構造的に支える部分のこと。

○県有建築物保全工事調整会議

県有建築物の良質で均衡のとれた計画的な保全工事を推進することを目的とし設置する会議のこと。

○県有財産利活用等検討委員会

県有財産の有効な利活用を図ることを目的に設置。未利用地等の有効活用及び売却処分や大分県公共施設等総合管理指針の進捗管理に関する事務を行う。

○高校改革推進計画

子どもたちが充実した高校生活を送り、豊かな将来を築く基礎を培うための教育環境を整備するための計画のこと。

○個別施設計画

施設を管理・所管するものが各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組等を踏まえた上で、必要事項を記載した行動計画のこと。

○コンクリートの中性化

一般に空気中の二酸化炭素の作用を受けて、コンクリート中の水酸化カルシウムが徐々に炭酸カルシウムになり、コンクリートのアルカリ性が低下する現象をいう。鋼材の周囲を包んでいるコンクリートが中性化すると鉄筋の不動態被膜が破壊されるため、水や酸素の浸透により鉄筋がさび、構造物の耐荷性や耐久性が損なわれる。

○事後保全型維持管理

施設の老朽化が進行し、施設の有する機能が要求性能を下回る（または下回った）可能性がある段階で対策を講じること。

○社会教育系施設

社会教育法に定める図書館、博物館、青年の家や、その他社会教育に資する施設のこと。

○第5期大分県地球温暖化対策実行計画

大分県が将来的に目指す「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた県全体の中期的な温室効果ガスの削減目標を示すとともに、本県の自然的・社会的条件を踏まえた温室効果ガス削減対策である「緩和策」と、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」の取組を明らかにする計画のこと。

○脱炭素

気候変動を食い止めるためには人間活動によって大気中に排出される温室効果ガスを正味ゼロにすることが必要不可欠だとされている。気候変動を引き起こす代表的な人為起源の温室効果ガスが二酸化炭素（CO₂）であるので、気候変動を防ぐために温室効果ガス排出量を正味ゼロにするという意味で「脱炭素」という言葉が象徴的に使われている。

○地域材

大分県内の森林から算出された原木を製材した木材、もしくは県内の加工業者等から供給された国産材のこと。

○長寿命化

老朽化した建築物について、物理的な不具合を直し建築物の耐久性を高めることに加え、建築物の機能や性能を求められている水準まで引き上げること。

○ドローン

「ドローン等」とは、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。ドローン等のうち、100g以上の重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）のものは、「無人航空機」に該当し、航空法の規制対象となる。

○延床面積

建築物の各階の床面積の合計。

○バリアフリー

多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすこと。住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、心身機能に障害がある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

○文化・体育施設

地域におけるスポーツや文化の振興、地域の歴史的な資料の収集保管・調査研究等を行う施設のこと。

○包括的民間委託

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

○木造と木質化

建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁など）に木材を用いることを「木造」、天井、床、壁などの内装や外壁等に木材を用いることを「木質化」という。

○有形固定資産減価償却率

保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのか把握するための指標のこと。

○ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザインを意味しており、年齢や性別、個人の能力差、国籍など、さまざまな特性や違いを超えて、全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮したまちづくり、ものづくりなどを行う考え方のこと。

○ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

東京オリンピック・パラリンピックを契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するためにとりまとめられた計画のこと。

○用途廃止

行政財産(法定外公共物)としての用途を廃止すること。行政財産(法定外公共物)としての用途目的を失っており、将来に渡っても公共の用に供する必要がない場合には、公用(用途)を廃止し、その後に払い下げをすることが可能となる。

○予防保全型維持管理

施設の老朽化が進行し、施設の有する性能が要求性能を下回ることがない早期の段階で予防的な対策を講じること。

○予防保全工事

施設の老朽化が進行し、施設の有する性能が要求性能を下回ることがない早期の段階で行う予防的な対策工事のこと。外部改修工事を中心とした中規模改修工事と、内外部を改修する大規模改修工事がある。

○予防保全対象施設

施設の老朽化が進行し、施設の有する性能が要求性能を下回ることがない早期の段階で予防的な対策を講じる施設のこと。

○ライフサイクルコスト

建築物や道路などの施設において、建設から維持管理、解体処分までの期間に要する費用のこと。

○DX（デジタルトランスフォーメーション）

Digital Transformation の略称。デジタル技術とデータを活用して、人々の生活をより良い方向に変化させること。

○ESCO

Energy Service Company の略称。省エネルギー改修により実現する光熱水費の削減分で、初期投資や管理経費などを賄う包括的サービスのこと。

○LED

Light Emitting Diode の略称。発光ダイオードを使用した照明器具。特徴として、蛍光灯より寿命が長く、消費電力が少ない。

○PFI

Private Finance Initiative の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。

○PPP

Public Private Partnership の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指す仕組みのこと。

○ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のこと。

ZEB（100%以上）、Nearly ZEB（75%以上）、ZEB Ready（50%以上）、ZEB Oriented の4種類が定義されている。